

# 商品レンタル約款

## 第1条（総則）

お客様（以下甲という）と株式会社脳力開発研究所（以下乙という）との間の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または、取り決め等による特約が無い場合は、下記約款条項を適用いたします。

レンタル物件ご利用の際には、約款の条項をご了承いただくものとします。

## 第2条（レンタル物件）

乙は甲に請求書もしくは納品書記載のレンタル商品（以下「物件」という）を貸借（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。

## 第3条（レンタル期間）

レンタル期間は請求書または納品書に記載した通りとします。

甲は、レンタル期間内に商品を返却するものとします。

レンタル期間の延長は、レンタル期間内に甲が乙へ連絡し、乙がそれを認めた場合に限りできるものとします。

レンタル期間延長により発生するレンタル料金は期間延長に応じて定められた料金とします。

## 第4条（レンタル料金）

レンタル料金は、レンタル期間に応じて定められた料金とし、請求書または納品書に記載した料金にて精算する。原則として料金は全て前払いとするが、状況によりその他の方法での対応も事前確認の上実施可能とする。

■ お振込先：みずほ銀行 高田馬場支店 普通口座 1694690

講座名義 株式会社脳力開発研究所（ノウリョクカイハツケンキュウシヨ）

## 第5条（物件の引き渡し）

乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所において、レンタル開始日に引渡し甲は物件をレンタル終了日に返却するものとします。

## 第6条（担保責任）

乙は甲に対して、物件の借受時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

甲が乙に対して物件の引渡し当日に物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。

甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理しまたは取替えます。

この場合には、乙は物件使用不能期間中のレンタル料を日割計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません

## 第7条（物件の保管、使用、維持）

甲は、物件の保管、使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うものとします。

なお、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。

甲は、乙の事前の書面による承諾なくして請求書記載の設置場所以外に物件を移転したり、物件の改造、加工等をしないことは勿論、第三者に対する賃借権の譲渡または物権の転貸をしません。

物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。

甲は、物件を譲渡または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

## 第8条（物件の滅失、毀損）

レンタル中に生じた商品の滅失、毀損(通常の使用による損耗、減耗は除く)等については、原則として同等商品との取替えに要する費用または修理代金に相当する費用全額を甲が負担するものとします。

物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲の費用で物件を完全な状態に復元しまたは修理します。

甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。

## 第9条（甲よりの解約申し入れ）

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、レンタル期間の途中で商品を返却した場合であってもレンタル料金の一部返却または割引は行わないものとします。

## 第10条（契約の解除）

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。

この場合、甲は乙の債権の確保および物件の保全等に要した費用、

甲が契約が解除された場合であっても 乙が商品を受けるまでの期間の延長料金（支払済レンタル料との差額）と、

損害賠償金を直ちに乙が指定する方法で支払います。

- (1) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (2) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (3) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (4) その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。
- (5) 返却日に商品が返却されず、契約期間終了日を含め2日間ご連絡がない場合

## 第11条（物件の返還）

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、

甲は直ちにレンタル物件を乙の指定する場所に返還するものとします。

前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うかまたは甲の費用で物件を完全な状態に復元

しまたは修理します。

乙が物件が返還される見込みがないと判断した場合は延長料金、損害賠償金とは別に代替物件の購入代価を乙が定める方法で支払います。

#### **第 12 条（物件の返還遅延の損害金）**

甲は乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、

甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。

この場合、遅延期間 1 日当りの損害金は、請求書もしくは納品書に記載する金額とします。

#### **第 13 条（費用負担）**

この契約締結に関する費用及び、この契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。

#### **第 14 条（合意管轄）**

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

#### **第 15 条（付則）**

本レンタル約款は、2014 年 1 月 1 日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。

以上